

個人住民税の特別徴収に関する事務手順

- 【注意】お客さまが下記の個人住民税の特別徴収に関する事務の一部または全部を税理士法人イワタックスに依頼される場合は費用が発生することがあります。
- また、給与計算を社会保険労務士等に委託されている場合は事前に委託先にご相談ください。

市町村から特別徴収関係書類が届いたらまず行うこと（6月上旬までに）

（注）特別徴収関係書類は、従業員等が平成30年1月1日時点で居住していた市町村から届きます。

市町村によって書類等の名前や内容等が異なることがあります。

- 1．封筒に次のものが入っていることを確認してください。
 - ・平成30年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
 - ・平成30年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
 - ・市民税・県民税特別徴収に関するつづり
 - ・特別徴収納入書（「市民税・県民税特別徴収に関するつづり」と同じ込まれている場合もあります）
- 2．平成30年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）を確認してください。
 - ・特別徴収義務者とは給与の支払者(事業所)をいいます。
 - ・その市町村に居住する従業員等の月別納付額と事業所全体の月割額が記載されています。
 - ・納付は6月から翌年5月です。6月だけ納付額がやや多いのは年税額を12で割った千円未満の端数について6月で調整しているためです。
 - ・平成30年1月1日以降に入社された従業員等は含まれていません。その方について特別徴収にする場合は市役所に「普通徴収から特別徴収への切替届出書」を作成・送付します。
 - ・退職者が含まれている場合は、その方について市役所に「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を作成・送付します。
 - ・平成30年度の書類には個人番号が記載されなくなったため、取扱いが容易になりました。
- 3．平成30年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）を確認してください。

- ・納税義務者とは従業員等をいいます。
- ・特別徴収義務者用より詳細な内容になっています。
- ・市町村によっては個人情報保護から特別徴収義務者用の通知書が圧着加工等されていることがあります。この場合、開かずに本人に渡すよう要請されています。
- ・ミシン目で切り離し、各個人にお渡しください。6月の給料袋に同封することが多いようです。
- ・退職者が含まれている場合は、その方の「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に添付して市町村に返します。

4 . 市民税・県民税特別徴収に関するつづりを確認してください。

- ・市民税・県民税の説明、届出書の記載方法と届出書から成ります。
- ・払い込み金融機関が記載されています。そこに記載されていない金融機関でも静岡県内であれば手数料がかからないで払い込みできます。
- ・「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」は、給与の支払者(事業所)の住所や名称を変更したとき、この用紙で届け出ます。
- ・「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」は、従業員等が退職等をしたとき、この用紙で届け出ます。

今回、退職者が含まれていた場合は、その方のこの異動届出書を作成し、「平成30年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」を添付して市町村に届け出ます。

なお、記入方法や記載例がつづりにあるはずですから、それに従ってください。わからない場合は該当の市町村にお問い合わせください。異動届出書には個人番号を記載するようになっていました。個人番号を記載した場合は厳格な取扱いが必要ですから、ご注意ください。

- ・「普通徴収から特別徴収への切替届出書」は、入社した従業員等が特別徴収を希望するときに、この用紙で届け出ます。この場合、従業員等の手元にある普通徴収の納税通知書を添付する必要があります。平成30年1月1日以降に入社された従業員等については、現時点では本人のところに平成30年度の普通徴収の納税通知書が届いていないので、届いてから(6月中旬以降)手続きします。この場合、特別徴収の開始は7月以降となります。どうしても6月から切り替えたい場合は該当の市町村にお問い合わせください。
- ・「ゆうちょ銀行・郵便局の指定通知書」は、払い込み金融機関をゆうちょ銀行や郵便局とするときに、この用紙で届け出ます。最初に納入するときに1回だけゆうちょ銀行や郵便局に提出します。なお、市町村によってはこの用紙が必要ないケースもあります。

5 . 特別徴収納入書を確認してください。

- ・この用紙により給料から徴収した従業員等の個人住民税を金融機関から該当の市町村に納付します。
- ・「市民税・県民税特別徴収に関するつづり」となじ込まれている場合もあります。
- ・1ヵ月1枚(3片)です。
- ・年月が記載されていますから、該当する年月のものを使用します(上から順番に使用すれば良い)。書き損じた場合は、予備の納入書を使用します。
- ・市町村によってOCR用のものと手書きするものがあります。
- ・OCR用の納入書の場合、納入金額などすべてが印刷されていますから、異動がなければ何も記入する必要がありません。
- ・OCR用の納入書ではない場合、納入金額を毎月記入します。異動等で納入金額が増減する場合がありますから、事前にまとめて記入することはできません。

納期の特例を希望する場合は早めに申請します

- ・個人住民税は毎月納付するのが原則です。ただし、従業員等の人数が常時10人未満の事業所であれば、事前に納期の特例という制度を申請して承認されれば、年に2回(12月10日、翌年6月10日)の納付で済みます。
- ・承認を受けた月からの適用となりますので、お早めにお手続きください。
- ・この申請書が市民税・県民税特別徴収に関するつづりに入っている市町村は多くありません。必要であれば市町村に請求するか、イワタックスのホームページにある市町村へのリンクによりダウンロードしてください。
- ・イワタックスのホームページにある市町村へのリンクは次の通りです。
 - ・磐田市市税課
 - ・袋井市税務課
 - ・掛川市市税課
 - ・森町税務課
 - ・浜松市市民税課(つづりに入っています)
 - ・菊川市税務課(つづりに入っています)
 - ・御前崎市税務課(つづりに入っています)
- ・納期の特例の場合でも従業員等の給料からは毎月控除します。
- ・納入書は納期の特例用がありますが、場合によっては毎月の納入書が送付されることがあります。毎月の納入書を使用する場合は11月分と5月分だけ使用します。ただし、年度の途中で承認された場合はそれに合わせて納入します。
- ・納期の特例の承認を受けていても、従業員等の人数が常時10人以上になった



場合は、届け出により毎月納付にしなければなりません。詳しくは市町村までお問い合わせください。

給与計算ソフトを使用している場合は個人住民税の金額を登録します
(5月の給料計算後で6月の給料計算までに)

- ・通常の給与計算ソフトには従業員個々の登録内容に個人住民税の項目があります。ソフトにより、住民税、市県民税、地方税などと表現が異なることがあります。
- ・給与計算ソフトにより登録方法が異なりますからマニュアル等をご覧ください。

毎月の定例事務(6月の給料計算から)

1. 給料計算を行います。
 - ・給料計算では従業員等からその月の個人住民税を控除します。
 - ・個人住民税の金額を変更しなければならないことがありますから、当月に該当がないか確認し、該当する場合は金額を変更します。
 - ・個人住民税の金額を変更しなければならない場合とは、
 - ・従業員等が退職した場合
 - ・従業員等が入社し「普通徴収から特別徴収への切替届出書」を提出した場合……市町村より変更通知書が届きます
 - ・個人住民税の計算の基礎に誤りがあった場合……市町村より変更通知書が届きますなどがあります。
 - ・給与の集計表では、個人住民税の合計額が実際の特別徴収納入書の合計と一致しているか確認します。
2. 特別徴収納入書を作成します。
 - ・市町村毎に納入書を作成します。
 - ・納入金額は途中で変更となることがありますから、事前にまとめて記入しておくことはできません。
 - ・該当の年月分の納入書に納入金額を記入します(3片あります。3片は切り離さないでください)。OCR用の納入書は納入金額が異なる場合だけ、印刷されている納入金額に抹線を引き正しい納入金額を手書き欄に記入します。
 - ・納入金額は「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」の事業所全体の月割額を参考に記入します。退職者等による異動があった場合はこの事業所全体の月割額に増減が必要となることがあります。また、届出書の提出等で市町村から

「変更通知書（特別徴収義務者用）」が届きますから、必ず最新の通知書を参考にしてください。

- ・すべての市町村の納入書を記入できたら、納入書の合計額が給料計算で控除したその月の個人住民税の合計額と一致していることを確認します。
- ・納期の特例が承認されている場合は、11月と5月だけ納入書を記入すればよいわけですが、毎月の給料計算では控除した個人住民税の合計額が正しいことを必ず確認してください。
- ・納入書を書き損じた場合は予備の納入書を使用します。予備の納入書を使用する場合は、元の納付書に記載されている年月や納期限も記入します。予備の納入書がなくなった場合は市町村に請求します。

3．特別徴収納入書により金融機関で納付します

- ・当月分は翌月10日（金融機関が休日の場合は翌日）までに金融機関で納付します。なお、納入書には納期限が印刷されています。
- ・納付が遅れると督促料や延滞税等がかかることがあります。
- ・特別徴収に関するつづり等に払い込み金融機関が記載されています。そこに記載がない金融機関であっても静岡県内であれば手数料がかからないで払い込みできますからご確認ください。
- ・ゆうちょ銀行や郵便局で納付する場合は、最初の1回だけ特別徴収納入書と一緒に「ゆうちょ銀行・郵便局の指定通知書」をゆうちょ銀行や郵便局に提出します。ただし、市町村によっては指定通知書が必要ないケースもあります。

従業員等が退職するときの事務

- ・従業員等が退職する場合や死亡した場合は、特別徴収に関するつづりにある「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を作成し、市町村に提出します。
- ・異動届には個人番号を記載するようになっていました。個人番号を記載した場合は厳格な取扱いが必要ですから、ご注意ください。
- ・異動届を作成することにより、その方の個人住民税をいつまで控除するか、最後の給料で控除すべき個人住民税の金額がわかります。ですから、その方の最後の給料計算の前に作成したほうが間違いがありません。
- ・特別徴収に関するつづりには説明や記入例がありますからご参照ください。
- ・退職による特別徴収の未徴収税額（残額）をどうするかによって、異動届の記入方法が異なります（詳しくは特別徴収に関するつづりを参照）。
 - ・普通徴収………本人宛に残額についての通知がいくようになります。
翌年1月以降の退職の場合は通常選択できません。

- ・一括徴収……………最後の給料等で残額を一括して控除します。翌年1月以降の退職の場合は通常この方法を選択しなければなりません。当年12月までの退職の場合は本人の申し出があればこの方法を選択できます。
一括徴収を選択した場合、最後の給料等の計算でその方の個人住民税の金額を変更したり、納入書は残額を含めた金額にする必要があります。
- ・特別徴収継続……次に勤務する会社が決まっている退職者が次の勤務先で特別徴収を継続することを希望している場合に選択できます。異動届を本人に渡すことにより、次の勤務先から市町村に提出することになります。転勤や転籍などでもこの方法をとります。
- ・異動届を提出すれば市町村から「変更通知書」が届きます。異動届の提出が遅れると「変更通知書」が翌月の納付書の記入に間に合わないことがあります。その場合、退職者分だけ納付額が元々の通知書と差があります。間違いを防ぐためにも、納付書の合計額と給料計算の住民税の合計が一致しているか必ず確認してください。
- ・平成30年度の「変更通知書」には個人番号が記載されなくなりました。
- ・異動届は退職だけでなく、育児休業などにより給与の支払いがなくなった場合などでも届け出ることができます。

従業員等が入社し特別徴収を希望するときの事務

- ・入社した従業員等が特別徴収を希望する場合は、特別徴収に関するつづりにある「普通徴収から特別徴収への切替届出書」を作成し、市町村に提出します。
- ・切替届出書は、従業員等の手元にある普通徴収の納税通知書を添付する必要があります。平成30年1月1日以降に入社された従業員等については、現時点では本人のところに平成30年度の普通徴収の納税通知書が届いていないので、届いてから(6月中旬以降)手続きします。この場合、特別徴収の開始は7月以降となります。どうしても6月から切り替えたい場合は該当の市町村にお問い合わせください。
- ・普通徴収では年4回で納付します。特別徴収に切り替えようとした時点で普通徴収の納期限が過ぎた期の方は特別徴収に切り替えられませんから本人が納付しなければなりません。
- ・その方の市町村が、事業所にとって特別徴収でない市町村である場合は事業所の登録が必要になりますから、該当の市町村にお問い合わせのうえ指示に従ってください。

- ・切替届出書を提出すると市町村から「変更通知書」が届きます。必ず内容を確認し、忘れずに変更月の給料から特別徴収を開始してください。

よくあるお問い合わせ

<p>Q.1 「給与所得者異動届出書」に個人番号を記載しなければなりませんか</p> <p>記載することが原則です。記載する場合は厳格な取扱いが必要です。他の者に見られないように記入後、提出まで厳重に保管し、簡易書留か直接提出する、など。このような措置がとれないようであれば無記入で提出することをお勧めします。市町村では異動届の従業員等の個人番号をすでに把握している訳ですし、現実は無記入であるからといって受理されなかったり、問い合わせがくることはありません。</p>
<p>Q.2 従業員から生命保険の控除額が少ないと言われたのですが</p> <p>本人用の「決定通知書」には控除額などが詳細に記載されていますから、この通知書を見て疑問に思ったのでしょうか。会社用の「決定通知書」では月別の特別徴収税額しか記載されていませんから、これらの金額を確認することはできません。</p> <p>個人住民税の所得控除額は、所得税の所得控除額の金額とは異なります。従業員の方は、所得税の所得控除額と混同されている可能性があります。例えば、一般生命保険の控除額は所得税では最高50,000円ですが、住民税では最高35,000円です。市町村によっては「特別徴収に関するつづり」に控除額が記載されていますから確認してみてください。</p>
<p>Q.3 従業員から自宅にも住民税の通知がきたと言われたのですが</p> <p>3つのケースが考えられます。ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の公的年金受給者である従業員は、公的年金分の住民税について市町村から通知書が送られてきます。通知書には年金から特別徴収される金額や普通徴収で納付すべき金額が記載されています。 ・所得税の確定申告をした従業員が、確定申告書の住民税に関する事項で給与・公的年金以外の所得について「自分で納付」を選択した場合はその所得について市町村から普通徴収の通知書が送られてきます。 ・異なる市町村から通知書が届いた場合、間違いである可能性があります。例えば、前年の途中で退職後に転居した場合、住民票を移さずに新しい住所地で前年の年末調整や確定申告をしていると、前勤務先での給与支払報告書によって以前の市町村が通知書を送ってくることがあります（旧住所宛の郵便が転送されてくる）。
<p>Q.4 ある従業員の特別徴収税額が昨年に比べて極端に多いのですが</p> <p>前年に給与所得以外の収入があり、従業員が確定申告をしたことにより増えた可能性があります。</p> <p>本人用の「決定通知書」には給与所得以外の所得の金額が記載されていますから、それにより確認することができます。ただし、「通知書」が圧着加工等されている場合は開封することは避けてください。</p> <p>会社用の「決定通知書」では月別の特別徴収税額しか記載されていませんから、これらの金額を確認することはできません。</p>

Q.5 退職金を支払うのですが、住民税はかかりますか

退職所得にも住民税はかかります。

ただし、所得税も同様ですが、中小企業では従業員の退職金が退職所得控除額を超えることはマレですから、現実的には住民税はかからないといえます。この場合「退職所得の受給に関する申告書」を提出してもらうことが必要です。

役員等に退職金を支払う場合は、事前に私ども事務所にご相談ください。

Q.6 従業員が他の市町村に転居したのですが

個人住民税は当年1月1日に居住する市町村から課税され、その年度はその市町村に納入します。このため年の途中で住所が変わっても手続きの必要はなく、会社は引き続き同じ市町村に納入します。なお、新しい住所は本年分の年末調整や確定申告によって市町村に報告が行き、次年度は転居後の市町村から課税されます。

その従業員が退職した場合は「異動届出書」に1月1日の住所と退職後の住所がありますから、それぞれ転居前と転居後の住所を記載します。



お客さまが個人住民税の特別徴収に関する事務を税理士法人イワタックスに依頼される場合の費用については決算担当者までお問い合わせください。

それ以外のご質問等につきましては対応した者にお尋ねください。

 税理士法人イワタックス

〒438-0086 磐田市見付2753番地2

TEL 0538(32)4105

FAX 0538(37)5075

イワタックス

検索

クリック !!

イワタックス ホームページ : <http://www.iwatax.jp>